

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(4-25)、濃縮施設(遠心機)(25))」
2. 日時:令和3年6月8日(火) 10時00分~10時50分
3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)  
古作企画調査官、大橋管理官補佐、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職  
日本原燃(株) 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他5名  
東京電力ホールディングス(株) 原子燃料サイクル部 サイクル技術グループ 担当  
関西電力(株) 原子燃料サイクル室 サイクル事業グループリーダー  
四国電力(株) 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
「ウラン濃縮加工施設における設工認の今後の対応について」

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000125.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html)  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000128.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html)

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ただいまから日本原燃濃縮施設の鉄工認申請に係るヒアリングを始めます。最初に注意事項についてお伝えします。ヒアリングでは不開示情報を発現しないようにしてください。発言してしまった場合、その場でその旨指摘するようにしてください。
0:00:16	発言の際は初めに所属氏名を述べてから発言するようにしてください。また発言しない場合には、
0:00:23	マイク等見劣りするようお願いいたします。それでは本日の説明ですけれども、
0:00:31	6月8日に提出された資料に基づきなされるということで、本件よろしいでしょうか。
0:00:39	輪ゴムチャラです結果その通りで結構です。
0:00:43	はい。
0:00:45	それではまず規制庁側の出席者ですけれども、
0:00:51	本町会議室でも、では大橋Web参加でコサク高梨フジワラカワラサキ
0:00:57	になります。それでは日本原燃においては出席者を説明した上で、資料について説明のほうをお願いします。
0:01:07	減免副長です。本日出席者PIの出席者ですが、私フチノ、それからヤギハシ、サカモトシバタ、ワカバヤシキムラ、以上のもので対応させていただきます。
0:01:23	それでは本日は今後の施工人の対応についてご説明をさせていただきます。
0:01:32	日本原燃坂本でございます。
0:01:34	テラノス加工施設における今後の対応です。
0:01:38	すみません、管外装から酸素中断させていただきます。
0:02:09	でございます。再開いたしますと今後の補正についてでございますけども、当2ポツのところでもまず共通的な項目でございますので、まず第4回の性質を申請、これを先に補正すると。
0:02:24	ことで、今週末を目標に補正の手続きを今進めているところでございます。
0:02:31	そして遠心機に係る設工認につきましては、これも伝えなくて長期に続いて来週もまた場を目標に補正をするというところで考えておりますので、停止系の更新につきましては、共通的な港北を4回で固めて、
0:02:49	締まって遠心機の方は手の基本方針等については別途変更なしという形で一つのところは変更なしという形で進めたいというところで考えております。
0:03:04	今後の対応は以上でにつきまして3ポツの基本設計方針に関わるところでございますけども、まず1回申請とする対象についてでございますけども、前回の説明の中で評価方針等も含めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:22	当事会という全体の方針も含めて次回としていかんですけれども、そういったところを見直すって個別具体的にはページ数で
0:03:33	だから総ページ数でたらページ目ご覧ください。
0:03:39	今回火災の方をRicker波サイン機能そのものを整理しておりますけれども、データとしてお持ちしておりますけれども、内部火災影響評価、これ全体の方針に関わる話なんです、これも前は変更後、導体誤開放にしていたということで、これは第4回示すもので、
0:03:59	第4回にしていきたいとなると火災で今回国会に送るのは、ページ数で言いますと、4ページ目でございます。
0:04:09	温度センサによる経営の設計内容、あともう1個が5ページの絵と遠隔消火設備、これを設置しますという具体的なこの設計の二つが冷凍誤解を与えるというところがございます。
0:04:27	続きまして、
0:04:32	1枚目に戻りまして、基本設計方針で来次回に申請するもの、これを申請書の中でどうやって示すかというところで、まずはページ数の
0:04:47	決定自明でございますが、
0:04:50	まずは、基本設計方針の目次の中で、設備施設、その単位で送って、
0:04:56	あとはエコーで次回申請ということを明確にするということ、あとは個別の
0:05:04	する設計の要求事項を先ほどのような個別の要求に関しては、
0:05:14	12ページご覧ください。
0:05:19	10ページのところで温度政策通り設計は次回申請とか変革消火扇状地耐震性というところで、適合説明適合説明書の中で、次回に飛ばすというところを明確にするということで整理しております。
0:05:36	いずれにして現時点でまだ
0:05:39	共通06で、この示し方がまだ全社としても、御説明できていないところがございます、今後、これにつきましては進捗踏まえて、必要に応じ見直しが必要になることも、我々考えております。
0:05:57	資料の御説明は以上でございます。
0:06:02	はい。ただいま説明ありました事項につきまして規制庁より設問ありますでしょうか。
0:06:12	規制庁のカワラサキです。
0:06:14	今の資料について確認させていただきたいんですけども、まず一つ目の
0:06:22	申請書のイメージについてまず確認させてください。
0:06:29	右下の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:31	このページ以降ですかね。今日の形で第1回から第3回第4回と示されておりますけれども、ちょっと具体的にですね、
0:06:44	この変更なしと書かれている場合は、多分その第4回申請においてはですね、
0:06:52	第3回までの基本設計方針を変更前に書いた上で、第4回は変更がないといったことを示されると理解してるんですけど、例えばその4ページにいただきますと、
0:07:07	3ページにもあるんですけども、右下ですね、右下4ページで、
0:07:14	例えば申請なしという記載が出てくるかと思しますのでこの申請なしという記載については、例えばその、
0:07:22	この右下4ページでいったところの3行目であったりとか、4行目であったりとか該当してるんですけど、このこういった場合の記載の第4回申請の記載のイメージと
0:07:35	そうすると第5回はどういう形になるのかっていうのを御説明いただけませんかでしょうか。
0:07:45	日本原燃坂本でございます。現在考えているのは、今回の第4回申請で第1から第3回で御説明した来堤の基本設計方針も含めて、
0:08:03	載せるということで考えておりますので、この3段目。
0:08:09	系統自動火災報知設備を設置するというのが今回、直接、
0:08:14	それから最後設備4回の申請にはないんですけども、基本設計方針としては、第1回から第3回で説明済み定低もので今まで明確にこれを基本設計方針として示した実績がないので、今回の第4回で1回から3回の実績も含めて、
0:08:34	記載の適正化という形で
0:08:37	基本設計方針のほうにこれを接し乗せた上で変更なしであるということを第4回で示すということで考えておりますので、まず第1回、第4回では第1回か3回の説明済みのものと、第4回のもを示すと。
0:08:55	第5回、そこで等、
0:08:59	生まれなかったものを最後第5回で残りの部分を説明すると一式の冷凍全体の基本設計方針になって第5回で全体を示せるということで考えております。
0:09:14	以上です。
0:09:17	規制庁カワラサキです。期待されるということで理解はしましたかということはこの資料上程変更なしと書かれているバック
0:09:30	業等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:32	申請なしという書かれている協定特に申請上のアップ、表現の仕方をさわらないという理解でしょうか。
0:09:43	日本原燃坂本でございます。第1回から第3回変更なしとなっているものを第4回申請なしとなっていたところ、先ほどの3行目のところですか。33個目のところですが、こういったところも、江藤ほかの健康なしと書いている4階で変更なしと書いてあるとか、
0:10:03	ちょっと記載に差はございません。
0:10:06	規制庁川崎です。わかりました。ちょっとその場合なんですけど、
0:10:13	たとえとちょっとここ、今からちょっと花議論しようとは思ってたんですかと思う。
0:10:23	コア、
0:10:26	だから第5回。
0:10:30	送ろうとしている範囲の中で、
0:10:38	例えば
0:10:41	次回に送りますといった形で明示する必要があるようなところが出てこないからという理解でよろしいですかね。要するにその基本方針として、
0:10:51	何というか項目を何か次回送りに
0:10:54	明示するイメージで書かれる必要がなくて、あくまで個別の部分を第5回でつけ足せばいいだけだから、
0:11:03	そういったこの区別がなくても問題ないということに理解すればいいですかね。
0:11:22	少々お待ちください。
0:12:15	はい。
0:12:33	はい。
0:12:34	電源がフチノです。今申請書の補正を作成している過程ではちょっと具体的なものができておりませんが、もしくは設計方針の中で当然火災なら火災対策の基本設計方針なので、
0:12:50	全部丸まで第4回出てくると、日本海仮定をしておりますけれども、もし大光会議個別060遠隔消火とかそういったもの含めて基本設計方針。
0:13:06	A3階のところには考えているものが出てくれば、
0:13:10	必要なところは、こう密閉例えば遠隔消火設備に係る基本設計方針については体部会ベエ示すとかというような書き方をしようかと考えております。以上です。
0:13:26	規制庁です。規制庁カワラサキですちょっと今御説明いただいたことを一方でなんですけど。
0:13:32	ちょっと個別の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:35	先ほどごとにひもづけてっていう、なんというか、もう死んだなっていうのは理解したんですけど、今言ったような、その遠隔消火みたいな話をどこまでそのなんて言うんですね基本設計方針として、
0:13:50	この会で申請したことにするのかなどのまとまりで仕事してるのかっていったところですねちょっともうちょっと
0:13:57	議論さ確認させていただきたいと思っていて、今回の
0:14:01	ちょっとその話に先にちょっと入らせてもらったと。
0:14:07	10 ページですかね今回まさにその
0:14:12	影響評価とかで、
0:14:14	右下 8 が 70 ページじゃないかな。すいません。
0:14:17	7 ページですから右下の、
0:14:22	右下の 7 ページのところ、例えばこの内部火災評価。
0:14:27	影響評価だけを切り出して、基本設計方針として第 4 回申請されようとしているんですけども、ただ一方で、ちょっと改めて第 3 回の申請のときにどう建ったのかなというのを考えてみるとですね。
0:14:43	ちょっと前回のヒアリングでもあったかもしれませんが。結局その例えばその申請書の添付の
0:14:51	中でですね例えば許可との対応とかを整理する中で、一応その
0:14:57	関連した許可で言ったような話を展開するにあたって、関連した基本設計方針に該当するような箇所をピックアップして一通り述べていたりもするわけですので、ちょっとそういったところを踏まえて、別途、
0:15:14	必ずしもそういったなんてすかね対象機器とか或いはその申請書の詳細の説明をどこでやるからといったところにちょっとこだわり過ぎてる嫌いもあるのかなといった感じもありますんで。
0:15:30	あとそういったことも踏まえると、むしろその第 3 回までの中である程度も申請してしまっている明確にされてないものもあるとは思いますが、申請されていると整理して、むしろそのまとまりとして、
0:15:47	基本設計方針その後測定していくっていうやり方もあるかと思うんですけど。
0:15:54	その点についていかがですかね、第 4 回で示すんなのか、第 3 回で、
0:16:01	明確、今回明確明確化だけのために変更前書くのかといったところ、ちょっと考え方を
0:16:10	検討状況いかがでしょう。
0:16:12	規制庁、古作ですけどちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:15	話が複数に跨ってしまったので整理をしますけど、一番最初に話したのは、第5回、2先延ばしするのকাশないのかという話で、今のは、共通になるようなものを
0:16:30	今回申請というのか、第3回までにあまり明示的には書いてはいなかったけど、そういうつもりでいましたということで、第3回
0:16:43	までに一応話をしてあること認識が共有できていることということで変更前に海底変更なしということでの申請にするかと。
0:16:54	いう話に大きく二つだと思って。
0:16:58	テーマ数を当てて、その二つに共通するところは
0:17:03	共通事項として、どの程度のものを
0:17:08	整理をすべきかということ。
0:17:11	あと、思ってます。
0:17:20	バツは、
0:17:24	設計施設的な順番でお話しすると今映している。
0:17:28	アイテル外部火災影響評価の扱いについてと
0:17:32	いうことなんですけど、
0:17:36	えっとですね、第3回に出荷設備の関係があって、
0:17:44	そこですでに
0:17:47	火災の条文としては審査対象になっているので、現行の運用であればそのときに火災の条文全体についての方針ということは確認させていただくことになるので、先生なしでしたって言われても何となく
0:18:06	現行運用だと釈然としないっていうことがあるんですよ。その上で
0:18:13	3階に生成なしとか、本当に原燃として判断できないのかどうかっていうのをお聞かせいただけますか。
0:18:23	日本原燃サポートでございます。第3回申請のときに、等を添付書類として許可の要求事項はだんだん先ほどカワラサキさんが言ってた通り、添付の中で当局の要求事項はこれだということを、
0:18:40	一覧で意識でまとめた資料を整備して、今のそれが基本設計をしに相当する設計を今後設工認の設計で対応しなきゃいけないことということでまとめた資料でございます。そんな中では、火災に対する対応として、この内部火災影響評価、これも含めて、
0:18:59	こういったことをやるというところを整理しております。そこれ作成すると、それも踏まえるか踏まえないかとかですけど、結構悩んだんですけども、トーセイもその設備と評価する設備と一体でなければ基本設計方針書けないんじゃないかという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:18	経営を覚え当時あって当行優先にしていました。今それを3階で、そういった方針を示すことも踏まえて、
0:19:28	これを第1回から3階に持っていく、いくということをスパイク含めて検討いたします。
0:19:37	規制庁、古作です。
0:19:40	よろしくお願いします。その趣旨はですね、先ほども悩まれたっていうふうにお話ありましたけど、第3回までは
0:19:51	関係する設備がでるときに、方針を示すもともとの表の書き方がそうなたからっていうのもあるんですけど、そう。
0:20:01	いや方針で行っていたのでその意識がまだ残っているということなんだと思うんですけど、支援制度での運用では方針は最初に述べる。
0:20:12	関係する設備が時開であっても、一部のものが出てくるときに方針は全体を述べると出ないと基準適合の全体像として、認可ができないかなと。
0:20:25	ということなんですね。なので抜け漏れがないように、方針を示してくださいということです。
0:20:32	そうすると後追いではありますけど第3回だって同じだということで事実としても許可整合のところとかでいろいろとお話を聞いてですね、その方針のもとで、今回この部分を、具体的な申請で工事課でプレスっていうところまで含めて確認させていただいて、
0:20:52	した上で認可してますので、変更前ということで構わないと思っています。
0:20:58	あとその次、5階の話になりますけど、これも一緒に基準適合の全体像として必要な事項っていうのは、今回申請設備であっても、その
0:21:13	何らかは許可するすみません、基準適合なり許可整合として判断ができる。
0:21:22	範疇での説明をして欲しいということなんですけど、今回の誤開を確認しているっていうふうに項目は申請誤解対象の申請設備のみに係る設計方針と
0:21:38	ということなので、
0:21:41	それに相当する額としてはこの部分で宣言をされてますっていうことがあれば、
0:21:48	第5回で追加ということでも構わないと思うんですけど、その辺りの整理はできてるかっていうことの確認かなと思ってますけど、いかがでしょうか。
0:21:58	。
0:21:59	日本原燃の坂本でございます。今御会議とばそうとしている、その遠隔消火設備だったり、本当センサつけるということにつきましては、と火災の全体に関わる当方針の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:16	感知器とか一種じゃなくて温度センサーとかと組み合わせてやるという全体の方針に関わるような家財に係る全体の話ですので、ただ、しかもここに書いている個別の要求といっても、設置するというような話でどうして書いていないんでこれはもう対3階で系統全体の火災の
0:22:36	その方針の一つとして示しているものとして3回で説明済みという形で整理したいということで考えております。
0:22:57	規制庁そうですねのため確認ですけど、通しの4ページ5ページに書いてある第5回って書いてあるやつも、
0:23:05	第3回までのものとして変更前に書くということを言われたって理解でいいですか。
0:23:13	日本原電、坂本です。はい。3回の方針でこの体もあったので、5段階に持っていくことで考えてました。
0:23:25	規制庁コサクです。そうすると、今回、その上の第4分科会、
0:23:30	共-5を
0:23:32	第3回までに出しているという変更前にして今回変更全般として変更なしという
0:23:41	申請になると思えばいいんですか。と火災についてですけど。
0:23:48	日本原燃坂本でございます。浅井については、第3回で全体の方針を含めて、許可の添付んところで示しておりますので、許可通りにこういう方針でやるというのは、3回で説明済みということで考えております。
0:24:07	押さえておいてございます。
0:24:08	はい、規制庁憶測ですわかりました。そうすると第4回で変更前にはあまり変えていなくて、変更後のところで内容は書かれるというものが第3回までに
0:24:27	条文として申請対象がなくて、今回、
0:24:31	新たにその条文の適合について申請するものについてということになるっていうことでいいですかね。
0:24:39	4件サカモトです。はい、その通りでございます。
0:24:54	規制庁コサクですがありましたカワラサキさん、その点で、
0:24:59	参加国とか、もしくはば規制庁カワラサキです。ちょっとあの関連してなんですけども、
0:25:07	例えばその、
0:25:09	溢水であったりとか、
0:25:12	そうですね。ちょっとデータといった例で被水とか、例えば影響評価が例えば溢水なのでは出てきたりするといったところもあるかと思えます。
0:25:24	会話

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	第4回のところでそこら辺も示されているという、県庁の認識ですが、そう。今お話を踏まえて何かどうなるのかを教えていただければと思います。日本原燃坂本でございます。
0:25:42	全面舗装につきましてちょっとお待ちください。すいません。
0:26:07	下でサカモトでございます。一声に関しましては、3回まで徹底を行い、条文ですの4回で登場するというので、今回の対象ということで、
0:26:23	整理するつもりでございます。以上です。
0:26:28	規制庁カワラサキです。別途火災との違いという点で言うと、第3回の時点で、
0:26:37	律速に評価を行うような
0:26:41	結局Pが出てきてないということなのか、それとも長文適合として、第3回で説明別途必要がないという整理がなさ何らかのなされているのかどちらでしょうか。
0:26:58	4検査等でございます。溢水につきましては条文説明的に御説明とお手伝い段階で実施しておりませんので、これについては、低床業界でやれってやると、そうです。言い方条文的には条文でございます。以上です。
0:27:16	規制庁カワラサキですとかはわかりました。ただ、
0:27:22	そうですね、火災、
0:27:24	そっか火災については適宜御説明をしている、要するにその店舗も含めて、何かとの関係とか、
0:27:33	の資料の中である程度示して適合性説明としてもしているといった整理のところ、ニッセイについては、そもそも、
0:27:42	こういった説明。
0:27:44	が、
0:27:45	添付とかそこら辺でもなされていないという結果いいですかね。
0:27:52	日本原燃塚本でございます理解です。
0:27:56	規制庁カワラサキですとかありました。
0:27:59	そのお釜の状況も含めて今のお話の影響があるような、今回申請としての基本設計方針あるでしょうか。
0:28:17	日本原燃坂本でございます。そうなりますと、4回では新たになると、溢水で次回に東部第5回に確保する方針みてそれ以外につきましては、第3回で説明済み共通につきまして後別途共生強制の個別につきましては、
0:28:37	東海とする設備だけで均質ブランディング設備だったらちょっと設備の個別項目につきましては、次回に送るというような形となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	以上です。規制庁カワラサキです。わかりました。その個別を送るっていうてるやつなんですけど、またちょっとさっきの話に戻ってきてしまったんですけど。
0:29:04	もしほかに何かあればちょっと
0:29:06	あれなんですけど、あと第 5 回残るっていつてるやつらについては、個別設備の基本設計方針の箇条書きの列記の中の 1 項目御が例えば存在国会に行くみたいなことで、規制庁これ。
0:29:23	ここです。すみません今言われたのは、カワラサキ君理解じゃなくて、通せ 9 ページ 10 ページ見ている、
0:29:33	第 1 章の共通項目については先ほどの話で、そういう細かな訳をせずに、基本的にはその条文についての適合性説明をしているのが前回までにあれば、変更前に書きますと、
0:29:49	前回までに説明をしていない項目で、今回対象のものは一式今回申請をしますということで、その中で唯一残るの額を侵入だということ。
0:30:01	先ほど言われた個別のものはツイッターの第 2 章の個別項目のことで、
0:30:08	この内の 1.3 のブレンディング設備だったり、2 ポツだったりといったようなところは当該設備の新生界値で申請をするということになって誤開真正のものは、次回送りということで対応しますっていう説明だと思います。
0:30:29	現在そういう理解です。
0:30:31	日本原燃菅生でございます。その理解の通りでございます。
0:30:37	規制庁川崎です。あの、クリアになりましてありがとうございます。
0:30:45	コサクです。その上で、
0:30:50	遠心分離機の更新の方との関係なんですけど。
0:30:54	来週早々に補正されるということのをの時にですね、基本設計方針の変更前後がどういうふうに書かれるのかということで、今の話で第 3 回までに申請した形にしますというものについては、
0:31:12	第 4 回もう遠心機の方も予定しても変更前に書くと、
0:31:17	ということなので問題ないんですけど、第 4 回に申請した形にしますというものについて遠心機でも関係するものがあれば、それは変更らしきでも変更後に書かざるを得ないのかなと思っているんですけど。
0:31:35	ちょっとその理解でいいですか。
0:31:42	日本原燃サカモトですと並行して申請する場合には、その理解でございます。はい。
0:31:50	はい、規制庁骨格です。よろしくお願ひしますね。その上で、第 4 回と同じですってというようなことも
0:31:59	もし明確にできればしていただいたらいいかと思ひますけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:06	よけれサカモトでございます。そっちでもちょっと明快とかへの明確にするようにします。以上です。
0:32:21	はい。
0:32:24	はい。
0:32:27	本町会議室をはじめですけども、ほか、質問ありますでしょうか。
0:32:36	規制庁コサクですけど、その点でほかに今補正の準備を進めている中で悩みが出ているとかってということはないですか。
0:33:00	ここで機構の余るなり、barなりの
0:33:05	整理の仕方を検討されていると、先週時点では聞いていたような気がするんですけど、そこら辺含めて何か。
0:33:14	状況で何か不明点といったところかと思えます。
0:33:23	上下のワカバヤシです。条文適合のマル、バツ、マル参画等の整理については前者とルールの方を統一しようと考えているんですけど、悩みとしては説明の内容が違ったりとか、
0:33:37	また1階から3回までの実績があったりするってということ等がありますので、
0:33:44	味の素に多少丸のつき方は変わってくるのかなと。ただ原燃共通な考えとして、どういったものを悪いする共通のものを確認する、そういったルールのほうをしっかりと統一して申請したいと思っております。
0:34:00	以上です。
0:34:02	規制庁カワラサキです。前期生と再処理も含めての話で、
0:34:09	整理されようとしてると言いつつまあまあ今週と対応の関係については補正といったところなんですけれども、多分具体的に／や漏れてるポイント。
0:34:23	とっといえますかそういったところなんですけど、今までの話を聞いている限りにおいてはですね
0:34:31	建物内に設置しますといったところで適合説明が、基本設計方針などでなされているようなものたちの中で、そういったところの申請書上の表記であったりとかそういったところが今回、
0:34:46	記載として整理しなければならないと認識してるんですか。
0:34:51	何か具体的に何かもしあればと思うんですが、もちろん絶対の整理を今、まだ結論出てないということであれば、ちょっと無理には言わないんですが、
0:35:07	今まさに一番悩んでいたところでございます、当然の共通の方では、建物で防護するといったものについては初回で建物のほうに共通項として、資格の
0:35:20	記号をつけさせていただいて公聴会ではその設計については基本設計方針なりで説明が終わったよねという形にして個別の機器系の記号のフリーというのは現在考えてないというような整理になってるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	ただ、濃縮としてはこのメンバーの中で個別の機器、その機器で建物に収納することで防護しなきゃいけない機器っていうのはどれなんだろうというのを明確にしたいという思いがありまして、時に何かしらの規模だったり中期だったりというのをつけさせ、
0:35:51	ていただくという形で整理をしますという説明をさせて、
0:35:57	規定、説明をしてきております。今その前者とのそこが生後まだちょっと取れていない部分なのかなと思いつつも、今までの第3回までの記号のつけ方だったりっていう、あとこれまでの濃縮の面談の実績だったりというのを踏まえまして、今は、
0:36:16	個別の規定に注記なり送って、防護対象なりがわかるような表記にしたいと考えております。以上です。
0:36:26	規制庁カワラサキです。多分、今おっしゃっていった例えば外部事象とか外部衝撃とかですかね。
0:36:35	例えばそういったところが該当してるかと思えますんで、多分その外部衝撃に関して言うと、多分それを別途基準適合として、どの範囲を説明したのかっていったところは結構複雑な別途
0:36:50	市長も複数あるし、なおかつ、このそもそも許可段階での整理で、
0:36:57	たとえばとか、
0:37:00	或いはその竜巻防護対象
0:37:04	とかですね、その許可段階での整理っていうの仕方が若干変わってくるのはその通りだろうなと思って。
0:37:12	ておりますので、その程度をどこまで記載する申請書上明確にするのかというある所定討論などところがあるかと思うので、
0:37:22	その別途個別に書くの一切否定するというものではないと思いますので、
0:37:30	ちょっとそこの一方で再処理とかで、
0:37:35	そういう設備がある中でどういった表し方をするのかって、そちらはこちらで
0:37:42	検討してると思いますので、あと濃縮の第3回の申請までの示し方っていうところもあると思うので、その程度感については、
0:37:52	もう県の中できちんと検討していただけていただくことが重要で、一方でその方向性なんですけど、そもそも記載の例えばこの全くその説明をしないとする場とするといった方針を
0:38:11	一方でこの濃縮で申請していて、再処理側に基づいて基準適合の
0:38:19	あと、じゃあその違いは何ですかといったところを多分、
0:38:23	確認させていただかざるを得ないのでやっは、少なくとも、
0:38:28	きちんと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:30	原燃としてりされていないと
0:38:34	当形式として整ってこないのかなと感じておりますが、今言ったのはそういった記載の程度として個別の
0:38:48	あるのかなと、施設ごとに特徴は出てくるのかなとは思いますが。
0:38:53	一方で例えば
0:38:58	津波であったりとか、
0:39:06	てるようなところ。
0:39:09	県の
0:39:10	機械設備とか津波については、
0:39:14	原燃として全体考え方整理されて、
0:39:18	いった状況でしょうかというのを聞きたいです。
0:39:35	日本原燃ワカバヤシで、現在進行形で今ちよつとしているところでしょうかと方針あわせて記述したいと思います。
0:39:45	規制庁川崎です。状況は理解しました。
0:39:49	その他、
0:39:52	この技術基準適合要否の間、形のところで何か何かしらあれば、原燃側でも多分規制庁側でもいいと思うんですが、お願いいたします。
0:40:07	規制庁、古作です。今週、来週でそれぞれ補正されるということなので、再処理の許可つつの議論は
0:40:19	来週のヒアリング、
0:40:21	でもあってですね、到底フィックスしないと。
0:40:24	ということ等、何て必ずしも同じ実績いけないということではなくて先ほど風が言ったように最低限考え方がずれてないと。
0:40:36	表記は多少違うか。
0:40:38	とも考え方ずれてないってところぐらいは認識を共有して対応いただければということだと思います。
0:40:48	なので、内先ほどお話しいただいたように、第3回までの実績もあってそこそごがないようにという
0:40:59	考えも濃縮にあるのであればですね、そこも含めて、
0:41:05	合わせるところはこういう
0:41:07	ここでこう考えてますと、それ以外は来の程度かということでこういうふうに濃縮でやってますということを補正された際にですね説明いただければいいかなというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。
0:41:28	日本原燃若林です。承知しましたありがとうございます。
0:41:36	規制庁川崎です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:38	なんか悩み事項といった、こちらが一方的に切ってるような気もしつつ、ほかに原燃側から何かあればこの際に、と思うんですが、
0:41:58	日本原燃坂本でございます。そんな接近性の接種申請書自体の構成なんですか。もともと12月に申請した際は冷凍する炉で言う申請範囲と
0:42:16	というような冒頭の設備一覧並べるような記載5目次もなく、全体構成がよくわからなかったの、今回の補正では申請範囲というような形を炉のほうに合わせた形で見直すことで、
0:42:33	考えております。
0:42:41	一応これで補正する予定ですよという、これ規制庁カワラサキです。これはあれですよ。京都の話を踏まえてそういったフォーマットで今回から出しますといったことでよろしいですかね。
0:42:55	電源でサカモトです。これで今、全社と調整しているところでございますという形にするかも含めて、はい。
0:43:02	規制庁カワラサキです。わかりました。私からは特にはないです。
0:43:12	規制庁の古作です。ちょっと私、Cの作業としては現年班ではないんですけども、埋設の許可のほうで補正を今現在で対応をされている検討されているということで、
0:43:32	改めてですね、再処理とか、
0:43:35	ジャパンが残った過去の例を見ながら作業されてるということなので、こちらも見えていてですね、これまで補正のフォーマットっていうのがどうもちょっと認識が
0:43:49	こちらと合っていないくて、何か中途半端な記載で、
0:43:54	補正をされていた例が結構多かったんですよ。なのでせっかく先ほど実用炉の例も踏まえてとかっていう話であれば補正書の書き方っていうのもですね、
0:44:09	おっちゃんと数字の通った書類にしていればということ
0:44:16	具体的にこういうふうにしてくださいっていうのは補正っていうのがそもそも規定されているようなものじゃないので。
0:44:25	数字が通っていれば、どういうフォーマットであってもお断りをしないんですけど、その点よく見ておいていただくと助かるなというふうに思ってます。よろしくをお願いします。
0:44:41	日本原燃坂本でございます。補正の頭のフォーマットも含めてできるだけ炉のほうに形は合わせております。ただ、当組成し書自体は今回余りにも全体に変更ほぼ全部
0:44:57	前ページがえ等見直しになるというところもありまして、今回補正は一式という形で御提出させていただきたいということで考えておりますので、ヒアリングそのあとヒアリング資料の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:16	この部分を変更しているというところがわかるような資料を御提出して御説明するというので、
0:45:25	考えております規制庁コサクです。はい、それで結構です。実績補正するというのは、許可の細胞それぞれやってますし、濃縮第3回も同じようにやってますので、
0:45:40	その点では質問対応で結構です。それでちゃんと補正がされているように図書として整理がされていけばいいきっかけですのでよろしくお願いします。
0:45:54	日本原電サカモトです。了解いたしました。
0:46:00	本町会議室ですけれども、ほか質問よろしいでしょうか。
0:46:07	はい。
0:46:08	現在の説明は以上かと思えますけれども、本日のコメントを踏まえて今後の補正とかの補足説明資料のスケジュールとか説明をお願いします。
0:46:21	きっと。
0:46:22	人間のフチノです。本日前いろいろ等、ご指導いただいた内容を踏まえましてご答弁を御説明しました通り、大学から申請については今週末、新規更新につきましては、来週半ばぐらいをめどに、
0:46:40	斉唱最後の修正をしまして提出させていただくように進めさせていただきたいと思えます。以上です。
0:46:49	はい。
0:46:52	はい、補助会議室です。ただいまの去年の説明に対して規制庁側からありますでしょうか。
0:47:06	規制庁カワラサキですちょっと念のため、阿蘇細かくてあれなんですけど、補足説明資料で、今ちょっと別途バラバラといろいろな資料出されているんですけども、例えばその技術基準適合の資料が複数
0:47:22	資料にわたっていたり、或いはこの後から濃縮個別28みたいな資料が出されてきてたりするんですけど、そこら辺は一応、資料体系として、一応その
0:47:36	その補足8の補正の説明資料としての意識としての体系として整えていただかっていう作業をやっていただけてるという認識でいいですかね。
0:47:53	いえ、日本原燃坂本でございます。今その整理も含めてやってます。以上です。それとかハバサキです。
0:48:01	なので、ちょっと今言ったような点もちょっと留意しながら、多分全体を整理する機会になるかと思うので、
0:48:12	提出いただければと思えますよろしくお願いします以上です。
0:48:18	もちろん日本原電ヤギハシです。徒歩押せ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:48:22	日本原電ヤギハシです。補正の検討後、補足説明資料今全体の見直しもかかっていますので、ちょっと平行した作業を進めさせていただいておりますので補足説明資料のほうを全体を出すのは、ちょっと時期がちょっと見えたらまた改めて御連絡させていただきます。以上です。
0:48:44	規制庁会議室お話ですけれども、コサク説明資料1のいただけるスケジュールんでは6月16日までに提出したんですけどこの辺は再度検討したいということでしょうか。
0:48:58	はい、日本原燃のヤギハシですはいその通りでございます。温めてスケジュールをお示しいたします。以上です。はい、了解しました。
0:49:10	規制庁側から
0:49:12	ほかに
0:49:14	コメント等ありますでしょうか。
0:49:21	はい、よろしければこれで日本原燃濃縮施設の設工認申請に係るヒアリングのほう終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。6項のほうを停止いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。